

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税引き上げ分に係る地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和7年度一般会計予算書における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりです。

（歳入）地方消費税交付金（社会保障財源分）見込額 82,448 千円

（歳出）社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,631,432 千円

（単位：千円）

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国支出金	県支出金	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	老人福祉事業	53,034	0	1,242	10,078	4,935	36,779
	障害者福祉事業	485,216	227,162	123,278	124	15,998	118,654
	児童福祉事業	624,275	322,935	131,188	35,317	16,133	118,702
社会保険	介護保険事業	144,106	3,801	1,900	4,000	15,998	118,407
	国民健康保険事業	82,631	10,050	33,525		4,590	34,466
	後期高齢者医療事業	191,701		27,940		19,630	144,131
保健衛生	母子保健事業	11,492	5,692	80	80	662	4,978
	救急医療対策事業	1,239	0	0	0	144	1,095
	予防対策事業	27,577	0	82	0	3,212	24,283
	検診事業	10,161	5	430	0	1,146	8,580
合 計		1,631,432	569,645	319,665	49,599	82,448	610,075

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の令和7年度予算額199,000千円の内数です。

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※経費は人件費や事務経費等を除いて計上しています。